

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
オンライン申請返戻再審査対応	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年1月24日	富士通Japan株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	1,969,000円	当該システムが富士通㈱製であり、同一の作業実施業者であることが好ましいことから日本赤十字社会計規則第36条4項規定の契約の性質又は目的が競争を許さないことに該当する為	
過酸化水素低温ガスプラズマ滅菌器にかかる保守契約	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年2月10日	株式会社イノメディックス 東京都文京区湯島2-16-11	8,157,187円	製造元メーカーのASP Japan合同会社が選定した代理店が株式会社イノメディックスであるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
UPS設備における電装部品更新工事1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年1月23日	TMES株式会社 東京都港区芝4-1-23 MS芝浦ビル8階	5,390,000円	契約業者は、当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため、日本赤十字社会計規則第36条第4項	
2023年度診療科案内1500部	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 総務課	令和5年2月28日	株式会社ギミック 東京都渋谷区南平台町2-17	2,271,060円	当センターにおいて継続的に診療科案内を作成しており、他施設との違いや当センターの強みを把握し、何を発信するのが良いかなどの提案を行うことができるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
フィリップス社製ガンマカメラ装置保守契約(リファインプラン)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年3月7日	東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー18F 富士フィルムヘルスケアシステムズ株式会社	2,420,000円	製造元メーカーが選定した代理店が富士フィルムヘルスケアシステムズ株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
手術室内ダウンフロー ユニット制御機器更新 工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年1月30日	TMES株式会社 東京都港区芝4-1-23 MS芝浦ビル8階	8,074,000円	本更新工事を実施するにあたり、工事 期間中において関係機器の運転調整 等が必要となるが、過去の実績により 必要な能力及び経験を有し迅速かつ 円滑に実施できるのは契約業者のみ であること、また、契約の性質又は目 的が競争を許さないため。日本赤十 字社会計規則第36条第4項	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
調剤支援システム用サーバー更新工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年3月15日	株式会社トーショー 東京都大田区東糞谷3-13-7	2,860,000円	当センターの調剤支援システムを構築した業者が(株)トーショーであり同社以外では対応不可であることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること	
炉筒煙管ボイラ(B-1及びB-2)における安全弁の更新工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年3月8日	TMES株式会社 東京都港区芝4-1-23 MS芝浦ビル8階	1,100,000円	契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため、日本赤十字社会計規則第36条第4項	
内視鏡システム保守委託契約 1式 (内視鏡室)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年3月20日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30 富士フィルム西麻布ビル	4,977,720円	システムの製造業者が富士フィルム株式会社であり、販売店が関連会社である富士フィルムメディカル株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
患者呼出機システム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年3月30日	富士通Japan株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	1,161,600円	外来患者再来受付機に対応する患者呼出機システムを取り扱うのが、富士通Japan株式会社のみであるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
排水処理設備における制御盤シーケンサ更新工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和4年11月7日	TMES株式会社 東京都港区芝4-1-23 MS芝浦ビル8階	4,400,000円	排水処理設備における制御盤シーケンサ更新工事実施については、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため、日本赤十字社会計規則第36条第4項	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
DRシステム保守	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年3月29日	富士フイルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30 富士フイルム西麻布ビル	23,433,960円	保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
内視鏡システム保守委託 契約 1式 (内視鏡室)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和5年3月31日	富士フイルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30 富士フイルム西麻布ビル	4,977,720円	システムの製造業者が富士フイルム株式会社であり、販売店が関連会社である富士フイルムメディカル株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。